

概要版

胎内市 地域ちやぶ台プラン3

第3期胎内市地域福祉計画

第4次胎内市地域福祉活動計画



胎内市

胎内市社会福祉協議会マスコット
「こころん」

令和2年4月

胎内市

胎内市社会福祉協議会

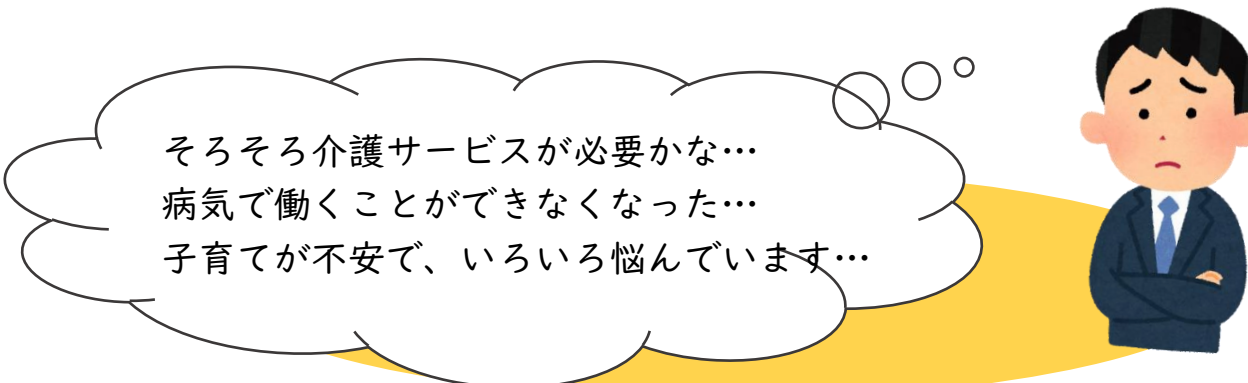
地域福祉計画・地域福祉活動計画ってなあに？

■ そもそも…地域福祉ってどういうこと？

私たちは、家族、お近所の人、友人、知人、さまざまな人達と関わりをもち、地域の中で暮らしています。

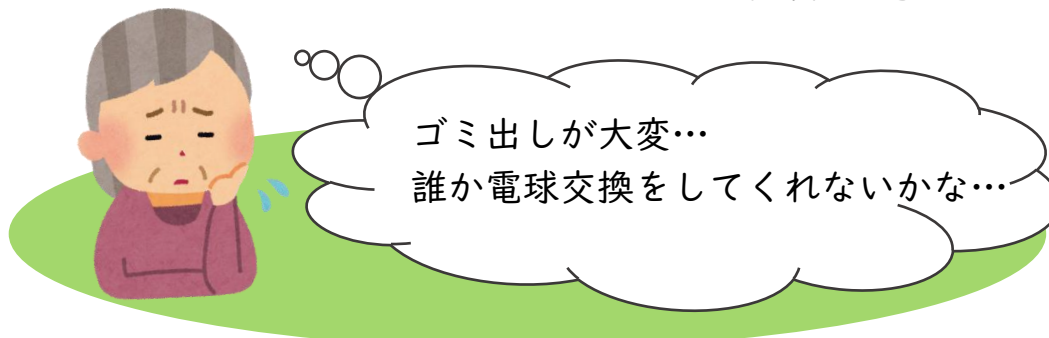
近年、核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化などが進行し、地域に様々な支援を必要としている人がいます。

例えば、地域でこんなことに困っている人がいます。



そろそろ介護サービスが必要かな…
病気で働くことができなくなった…
子育てが不安で、いろいろ悩んでいます…

一人暮らしの高齢者や障害のある方は、
ちょっとしたことにでも困難を感じます。



ゴミ出しが大変…
誰か電球交換をしてくれないかな…

誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らすためには、市民一人ひとりが「おたがいさま」の意識を持ち、「自助」「互助」「共助」「公助」の仕組みの中で支え合い・助け合うことが大切です。

じじよ 自助

住み慣れた地域で暮らすため、健康管理や市場サービスの購入などにより自分たちの日常生活の課題を自発的に解決すること。

ごじよ 互助

地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け合い、支え合い、課題を解決すること。

きょうじよ 共助

健康保険や年金、介護保険などの社会保障制度等の制度化されたお互いが支え合うしくみ。

こうじよ 公助

自助、互助、共助で解決することのできない課題に対して、市や警察など行政が最終的に対応する制度。

「地域福祉」とは、こうした「自助」「共助」「公助」はもちろんのこと、「自助から共助へ」「共助から公助へ」とすき間なくつなげるために、地域社会を構成するそれぞれの立場の人が協力し合うしくみや、関係をつくっていくことです。

地域で暮らす人たちの
「生活の困りごと」の解決や
「生活に望むこと」の実現を
めざす**取組みと仕組み**が
地域福祉 です。

■ そもそも地域ちやぶ台プランって何ですか？

『地域ちやぶ台プラン』は、「地域福祉の推進」という目標を掲げ、市民・行政・社協がそれぞれの立場においてそれぞれの役割を担い、相互に連携・協働して地域福祉を進展させていくため、行政による『地域福祉計画』と社会福祉協議会による『地域福祉活動計画』を一体的に策定したものです。

『地域福祉計画』は、地域福祉推進の主体である「地域住民」の皆さんの参加を得て、一番身近な行政組織である各市町村が地域で行う取組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。

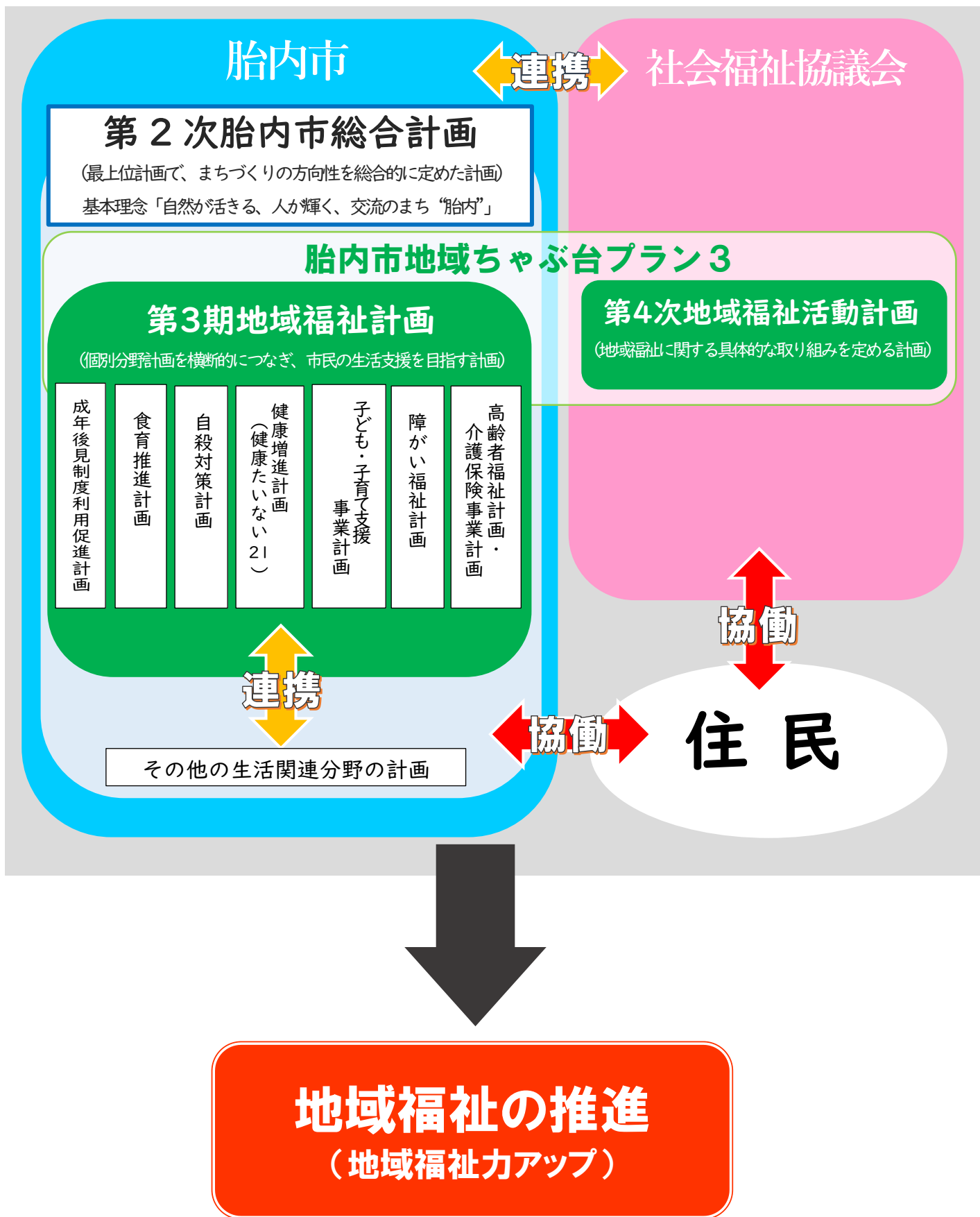
『地域福祉活動計画』は、地域福祉ニーズが多様化・複雑化している中で、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域の支えあいを実現していくために、地域の住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画です。

■ 計画の目的と位置づけ

本計画は、市政運営の基幹となる「胎内市総合計画」を上位計画とする部門別計画に位置づけられます。(P4 図1)

地域で暮らしている人は誰でも平等であり、全ての人が人として尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で安心してその人らしい自立した生活ができるよう、人と人とのつながりを基本に「困った時はお互いさま」の「顔の見えるつながり」、共に認め合い、支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すことを目的とした計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、実働的な活動・行動計画の特性を併せ持つとともに、「第2次胎内市総合計画」の中の地域福祉を具体化していく計画になります。

(図 1) 胎内市地域福祉計画の位置づけ



■ 計画の内容を見てみよう

基本理念と基本方針

本計画及び活動計画を策定するに当たり、地域福祉懇談会、まちづくり座談会での意見や定住意識アンケート調査及び地域福祉活動ヒヤリングの結果をもとに策定委員会、作業部会で協議し、パブリックコメント（意見の公募）を実施しました。

地域福祉懇談会やまちづくり座談会、策定委員会及び作業部会の中では、大きく分けて、次の8つのことが課題として挙げられました。

【課題】

- ①昔のような困った時はお互い様など隣近所での助け合いや支え合い、地区の共同作業などが減って「顔の見えるつながり」が薄れてきている。
- ②「顔の見えるつながり」のきっかけは、「声かけ・あいさつ」であるが、大人同士のあいさつができていない。
- ③多世代間交流がない。
- ④災害時に避難するときなど要援護者を地域でどのように支援してよいかわからない。
- ⑤空家が多くなっているが、老朽化や動物の侵入などが心配。
- ⑥ひきこもり状態の人（その家族を含む）への支援をどうしたらいいかわからない。
- ⑦老々介護への対応をどうするのか。
- ⑧障がいがある人への支援をどうしたらいいかわからない。

課題の①～④については、第2期計画と同様でしたが、今回、新たに⑤～⑧の課題が挙げられました。

そして、解決に向けては、多世代が交流の場を持つことが必要であり、地域の内外で子どもから高齢者まで障がい等があってもみんな顔を合わせることが大切だという意見がありました。

具体的には、集まるきっかけとして、趣味や特技の披露やフレイル*（オーラルフレイル*含む）予防、介護予防、健康などの勉強会からいろいろと広がっていけるといことなどが提案されました。

また、ひきこもり状態の人や障がいのある人への支援については、両親が亡くなった後の支援も考えていかなければなりません。

以上のことから、**本計画は、取組課題をより具体的に推進していくために、第1期計画の基本理念、基本方針を継承しつつ、推進目標、取組課題及び具体的な取組の一部を見直しました。**

*フレイル

加齢に伴い、心身の活力が低下した状態。虚弱早期に気づいて、治療や予防ができれば健常に近い状態へ改善したり、要介護状態に陥ることを減らせる

*オーラルフレイル

口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え（フレイル）の一つ。活舌が悪くなる、食べこぼしわずかなむせ、かめない食品が増える、口の感想等ほんの些細な症状であり見逃しやすく、気づきにくい特徴がある。

基本理念

楽しくふれあい、認めあい、 助けあうまち たいない

基本方針

「笑顔であいさつ つながる安心

地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

推進目標

- 1 みんなで支え合う安心・快適な暮らしの実現
- 2 地域ぐるみで支える子育てしやすい地域の実現
- 3 だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現
- 4 だれもが自分らしく暮らすことができるしくみの実現

第2期計画の地域福祉懇談会から地域福祉活動を推進していくには、これまでどおりの取り組み方では、高齢化や若い世代の流出、新興住宅地区と旧地区の住民交流が希薄で交流がないなどの理由により、地域福祉活動を推進する担い手が慢性的に不足することが否めないことが分かりました。

また、地域の行事等に参加しない住民や福祉課題を抱えている住民（サイレントプア*を含む）への対応方法、コミュニティソーシャルワーカー*（以下「CSW」という）等専門職との連携の在り方など個人情報の取り扱いを含めて、住民、行政、胎内市社協、関係団体等と連携し、課題を一つ一つ解決していくため、具体的な対策と指標、推進目標について見直しました。

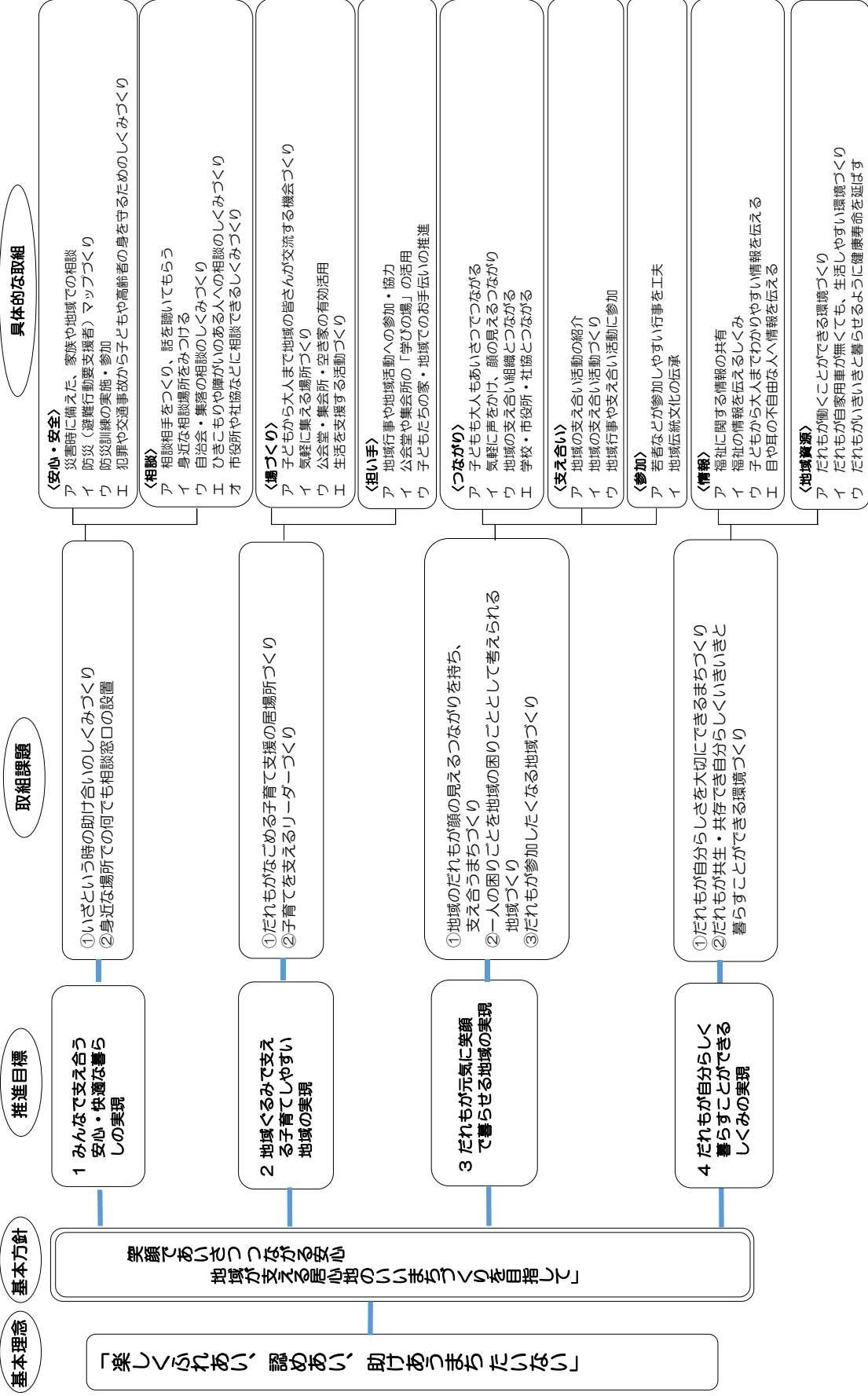
*サイレントプア

声なき貧困。様々な理由により仕事に就けないなどから金銭的困窮、社会的な孤立となり、誰にも相談できず、助けを求められない。また、世間体を気にし、困っている状況を隠すため、貧困が誰にも認知されず、サポートを受けられない状態をいう。

*コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人達の相談を受けたり、支援活動する人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の狭間の問題を公民協働で解決する専門職（社会福祉士、介護支援専門員、その他福祉・介護の分野で研修を受け、専門知識を有する者） CSW(シーエスダブルユー)と略して、呼ぶこともある。

胎内市地域福祉計画「地域ちやぶ台プラン」・胎内市地域福祉活動計画「HOT胎内たすけあいネット」体系図



4つの推進目標の実現に向けた胎内市のプロジェクト
プロジェクト1 『自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり』
プロジェクト2 『推進目標達成に向けて住民と協働を進めるしくみづくり』

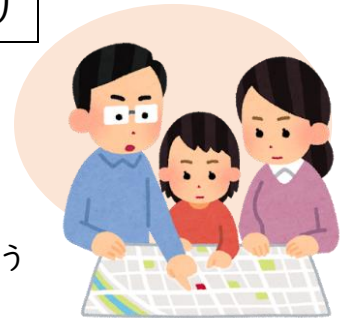
地域福祉活動計画

推進目標 1

みんなで支え合う安心・快適な暮らしの実現

① いざという時の助け合いのしくみづくり

- ア 災害時に備えて、家族や地域で相談しましょう
- イ 防災（避難行動要支援者）マップづくりに取り組みましょう
- ウ 防災訓練を実施し参加しましょう
- エ 犯罪や交通事故から子どもや高齢者の身を守るためのしくみをつくりましょう



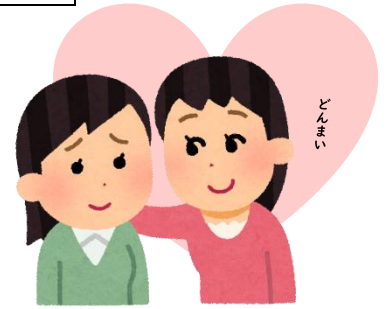
主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時にどうするか家族で相談し、連絡方法を決め、避難場所等を確認しておきます。 ○災害時に支援が必要な人の情報を自治会・集落役員が中心になって集め、個別に避難支援を行えるように決めておきます。 ○自治会・集落の班単位での防災訓練など、より身近な顔の見える訓練を行います。 ○日頃からあいさつを行い、近隣での顔の見える関係づくりや支え合いの意識を持ちます。 …など
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に備えて、日ごろからの支え合い活動の支援を行います。 ○災害時に備えた地域支え合いマップの作成を支援します。 ○車イス体験や災害に関する勉強会の企画等の支援を行います。 ○小学校新1年生へ防犯ブザーを贈呈し、防犯意識を高めます。 …など
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織*の立ち上げの促進や防災拠点・避難所の機能の点検、防災訓練等を促進します。 ○各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する防災ガイドブックのPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施等を推進します。 ○自主防災組織、学校や保育園、福祉施設等と連携して、避難行動要支援者の避難を支える体制の構築を図ります。 ○関係者と連携して防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図るとともに、地域の見守り活動との連携や防犯・防災メールの配信等により、安全な地域づくりを推進します。 …など

*自主防災組織

自治会・集落の単位で地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、防災訓練をはじめとする災害による被害を予防・軽減するために活動を行うもの。

② 身近な場所での何でも相談窓口の設置

- ア 相談相手をつくり、話を聞いてもらいましょう
- イ 身近な相談場所を見つけましょう
- ウ 自治会・集落の相談のしくみをつくりましょう
- エ ひきこもりや障がいのある人への相談のしくみをつくりましょう
- オ 市役所や胎内市社協などに相談できるしくみをつくりましょう



主体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○家族に相談をします。 ○区長や民生児童委員に相談します。 ○CSW や地域支え合いサポーター*に相談します。 ○せいかつ応援センター*や障がい相談支援事業所、福祉まるごと相談窓口などの専門機関に連絡します。 ○市や胎内市社協のホームページや広報を見るようにします。 …など
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地区を担当する CSW・地域支え合いサポーターを知ってもらい、相談しやすい体制を整えます。 ○相談できる体制づくりの支援を行います ○生活の困りごとについて相談を受け、支援します。 ○ひきこもり当事者の会を開催し、ひきこもりの相談に応じ、支援します。 ○高齢者の総合相談窓口として、当事者や家族、地域の人等が相談しやすい体制を整えます。 …など
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○CSW・地域支え合いサポーターの養成およびスキルアップ講座を実施します。 ○福祉まるごと相談窓口では制度の枠を超えた「困りごと」の相談ができることを知ってもらい、相談しやすい環境を整えます。 ○自治会・集落等で生活上の困りごとを相談、解決できるようなしくみづくりを支援します。 ○地域の誰もが寄り合える場の立ち上げをモデル的に行います。 ○地域支え合い体制づくりから必要なサービスを受けていない人の掘り起こしや指定相談支援事業の利用促進を図ります。 …など

*せいかつ応援センター

働きたくても働けない、お金がないなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う機関。ほっとHOT・中条内の胎内市社協が市から委託を受けて運営をしている。

*地域支え合いサポーター

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援を行う。

推進目標 2

地域ぐるみで支える子育てしやすい地域の実現

① だれでもなごめる子育て支援の居場所づくり

- ア 子どもから大人まで地域の皆さんが交流する機会をつくりましょう
- イ 気軽に集える場所をつくりましょう
- ウ 公会堂・集会所・空き家の有効活用をしましょう
- エ 生活を支援する活動づくりに取り組みましょう



主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○納涼祭を計画します。 ○誰でも気軽に集える居場所をつくります。 ○空き家の所有者等と不動産事業者や空き家総合事業窓口に早目に相談するとともに、空き家バンク*への登録を検討します。 ○公会堂、集会所、空き家を利用して、地域のちょっとした困りごとを支援する活動に取り組みます。 …など
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶の間サロン*での世代間交流やお茶の間サロン同士の交流を通してつながりづくりとふれあいができる機会を支援します。 ○市民が気軽に集い、交流できる地域の居場所づくりを支援します。 ○自治会・集落単位で行う集いや各種相談、介護予防などの支援を行います。 ○フードバンクの立ち上げに必要な支援を行います。 …など
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の誰もが気軽に寄り添い、支え合う場づくりの支援を行います。 ○UIJ ターン*等での移住定住を促進するため、空き家等を活用して受け皿となる優良な住宅を確保するとともに、お試し居住等の検討を行います。 ○地域の見守り活動や地域の交流活動の立ち上げなど、地域の支え合いにつながる活動に支援を行います。 …など

*お茶の間サロン

地域の歩いていける集会所や公会堂で地域の誰もが気軽に寄り、交流できる場所。

*空き家バンク

優良な空き家の情報を市が登録し、これを希望者に対して提供し、売買の仲介等を行う制度。

*UJI ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態。

② 子育てを支えるリーダーづくり

- ア 地域行事や地域活動への参加や協力をすすめましょう
- イ 公会堂や集会所を『学びの場』として活用しましょう
- ウ 子どもたちは、家・地域でできるお手伝いをしましょう



主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防リーダー*研修や地域支え合いサポーター養成講座に参加します。 ○認知症についての勉強会を開きます。 ○自治会・集落の回覧板を隣に回すなど、子どもにできることを手伝ってもらいます。 <p style="text-align: right;">…など</p>
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の担い手を育成するため、ジュニア福祉スクール*を開催し、楽しく福祉を学べるようにします。 ○介護保険制度や福祉サービスなどを学ぶための支援をします。 ○気軽にできる環境美化ボランティアを通じて、担い手を育成します。 <p style="text-align: right;">…など</p>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少社会下においても自治会・集落の組織力を維持し、防災や福祉で共助が行われるよう、その基盤づくりを支援します。 ○お茶の間サロン等へリハビリテーションの専門職や管理栄養士、歯科衛生士等を派遣し、元気な暮らしのヒントやレクリエーションなどを提供します。 <p style="text-align: right;">…など</p>

*介護予防リーダー

健康体操やストレッチなどの介護予防活動を地域の中で中心となって普及・実践するボランティアのこと。

*ジュニア福祉スクール

子どもたちが楽しく福祉を学び体験することで福祉への興味を深め、行動できるきっかけづくりを目的にした取組。

推進目標 3

だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現

① 地域のだれもが顔の見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり

- ア 子どもも大人も「あいさつ」でつながりましょう
- イ 気軽に声をかけ、顔の見えるつながりを持ちましょう
- ウ 地域の支え合い組織とつながりましょう
- エ 学校・市役所・胎内市社協とつながりましょう



主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○近所や地域の人と会った時に、あいさつをします。 ○高齢者に声をかけ、お茶の間サロンなどへの活動の参加をすすめます。 ○民生児童委員の名前や顔を覚えます。 ○学校支援ボランティア活動、学校後援会活動に参加してつながりを深めます。 <p style="text-align: right;">…など</p>
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化活動など、子どもから高齢者までが気軽に参加できるボランティア活動などを通じて、市民同士の声かけを促進します。 ○お茶の間サロンをきっかけにして、声かけや誘い合いを行い、地域のつながりを進めていくよう支援していきます。 ○お茶の間サロンなどで、地域の見守り活動や支え合い組織となる活動を支援します。 <p style="text-align: right;">…など</p>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月 10 日の「あいさつの日」に市内の学校であいさつ運動を行い、地域にも参加を呼びかけます。 ○地域の異変発見の役割を担うために地域支え合いサポーターの養成や、地域支え合いサポーターと協力した住民による地域の見守り・サロン活動の支援を行います。 ○ファミリー・サポート・センター*の活動や保育園等での一時預かりの充実、医療機関等との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。 ○ほかの地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりに取り組みます。 <p style="text-align: right;">…など</p>

*ファミリー・サポート・センター

地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしてくださる方（提供会員）」がお互いに助け合う会員組織。

② 一人の困りごとを地域の困りごととして考えられる地域づくり

- ア 地域の支え合い活動を紹介しましょう
- イ 地域の支え合い活動に取り組みましょう
- ウ 地域行事や支え合い活動に参加しましょう

主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○支える側と支えられる側に分けなくて活動を進めます。 ○一人の困りごとを地域の困りごととして考えます。 ○祭り行事を通し「各団体・子ども会・老人会など」それぞれの立場でより多くの参加者が集まるような工夫をします。また、それぞれの役割分担を行い、一緒に活動します。 …など
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ボランティア活動への支援協力をします。 ○地域支え合いマップを活用して、地域の支え合い活動の支援を行います。 ○お茶の間サロンなどに参加していない方などが参加できるよう支援します。 …など
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり発表会で地域の支え合い活動を知ってもらい、新たな活動へつなげて行きます。 ○自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりへの支援を継続します。 …など

③ だれもが参加したくなる地域づくり

ア 若者などが参加しやすい行事に取り組みましょう

イ 地域伝統文化を伝承しましょう

主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○若者層が参加できるように、内容を工夫します。 ○地域で組織している「子ども会」「お茶の間サロン」など、それぞれの組織での活動だけでなく、お互いの組織間での交流を図ります。 ○地域の伝統行事（神楽舞・獅子舞や神輿など）に参加します。 <p style="text-align: right;">…など</p>
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶の間サロンでの世代間交流行事の企画や開催の協力、お茶の間サロンに若者が参加しやすい活動の支援をします。 ○胎内市社協での事業や広報などで地域の伝統芸能を紹介します。 <p style="text-align: right;">…など</p>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○文化事業への補助金による支援のほか、生涯学習や地域活性化の取組と連携して、各集落に伝わる神楽舞・獅子舞や神輿などの伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への新たな支援策を検討します。 <p style="text-align: right;">…など</p>



推進目標 4

だれもが自分らしく暮らすことができるしくみの実現

① だれもが自分らしさを大切にできるまちづくり

- ア 福祉に関する情報を共有しましょう
- イ 福祉の情報を伝えるしくみをつくりましょう
- ウ 子どもから大人までわかりやすい情報を伝えましょう
- エ 目や耳の不自由な人へ情報を伝えましょう



主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶の間サロンに参加して福祉に関する情報を共有します。 ○ご近所同士で情報交換をします。 ○市報を活用して、地区のイベント情報の周知を図ります。 ○隣の目の不自由なおじいちゃんやおばあちゃんに回覧板を読み聞かせします。 <p style="text-align: right;">…など</p>
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○月に1回社協だよりを発行し、福祉の情報を掲載していきます。 ○お茶の間サロンなどへの情報を伝えるしくみづくりを支援します。 ○社協だよりやホームページで福祉の情報をわかりやすく、見やすい内容でお伝えします。 ○音声訳・点訳等のボランティア活動を支援します。 <p style="text-align: right;">…など</p>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市報に福祉の情報を定期的に掲載します。 ○区長や民生児童委員、サロン代表者等への情報提供を行い、情報を伝えるしくみをサポートします。 ○個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。 <p style="text-align: right;">…など</p>

② だれもが共生・共存でき

自分らしくいきいきと暮らすことができる環境づくり

ア だれもが働くことができる環境をつくりましょう

イ だれもが自家用車が無くても、生活しやすい環境づくりを進めましょう

ウ だれもがいきいきと暮らせるように健康寿命を延ばしましょう



主 体	取組内容
私たち市民 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○就労について相談できる関係機関を把握します。 ○地域の困り事を地域支え合いサポーターや民生委員などに伝えます。 ○通いの場やお茶の間サロンに参加します。 <p style="text-align: right;">…など</p>
胎内市社協 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労に向けた相談窓口として、相談しやすい体制にします。 ○買い物支援や送迎支援など、地域支え合い組織で活動できるようにしくみづくりを進めます。 <p style="text-align: right;">…など</p>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用促進法の周知や市内企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供等によって、障がい者の就労・自立を促進します。 ○一定の条件を満たす要介護者や障がい者の人の受診等外出時の送迎を行います。 ○ほっとHOT・中条、にこ楽・胎内、ぷれすぽ胎内の利用促進等の方策を検討し、運動に取り組めるようなしくみを構築します。 <p style="text-align: right;">…など</p>

*障害者雇用促進法

障がいがある人の職業の安定を実現するための取り組みを定めるとともに、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止と職場における合理的配慮の提供が義務付けられた法律。

地域ちやぶ台プラン3 概要版

第3期胎内市地域福祉計画 第4次胎内市地域福祉活動計画

令和2年4月

【編集・発行】 胎内市 福祉介護課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL：0254-43-6111（代表）

FAX：0254-44-8040

URL：<http://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail：fukuho@city.tainai.lg.jp

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会

〒959-2656 新潟県胎内市西本町11番11号

ほっとHOT・中条 内

TEL：0254-44-8682

FAX：0254-44-8651

URL：<http://tainai-syakyo.com>

E-mail：fukushi@tainai-syakyo.or.jp